

6 景観形成に関する事前相談について（解説）

景観法届出（通知）に先立ち事前相談を行ってください。
事前相談は下記データをメールにてお送り頂き、計画の早期段階で事業者と町田市で景観について協議を行います。

1. 事前相談の時期

事前相談の時期は届出対象行為の種類によって異なります。

- 建築物の建築等 … 行為着手（確認申請を要する場合は確認申請、
工作物の建設等 要さない場合は工事着手）の **60 日前**
- 開発行為 … 開発等連絡調整会議の計画概要書のご提出時
- 大規模計画※1 … 行為着手の **90 日前**

※1 大規模計画：1ha 以上の開発行為等、延べ面積 3000 m²以上の建築行為、50 戸を超える集合住宅に係る建築行為等、町田市住みよい街づくり条例の早期周知の手続きが必要なもの

2. 提出データ

下記データをメールにて送付してください。（メール受付のみとなります）

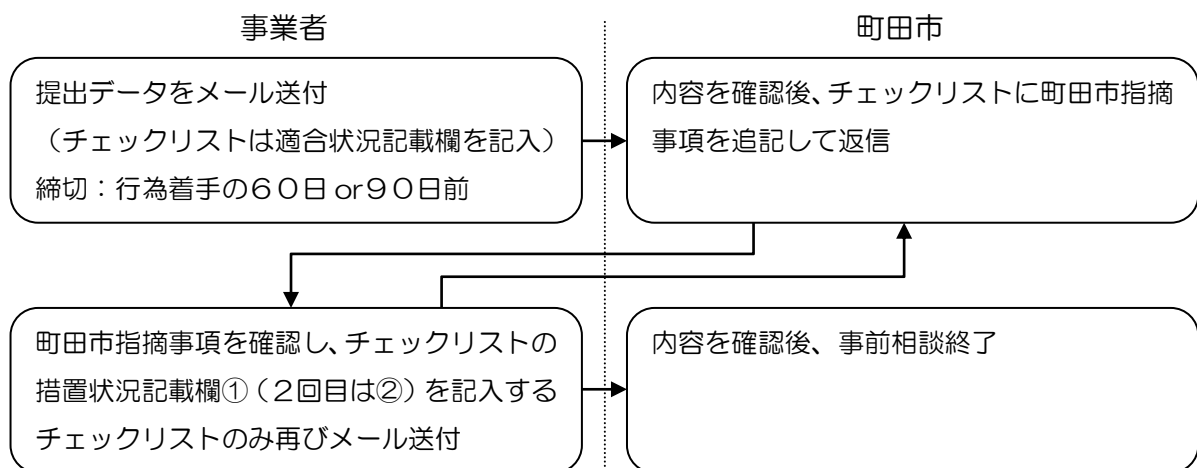
- 建築物の建築等 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、配置図
立面図、緑化計画図（樹種等、緑地の着色）
- 工作物の建設等 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、配置図、立面図
- 開発行為 … 景観相談カード、チェックリスト、案内図、土地利用計画図

※データ形式 チェックリスト：xlsx その他の資料：word、pdf、jpeg のいずれか

送付先：mcity6750@city.machida.tokyo.jp

※データ提出が困難な場合はご相談ください（お問い合わせ先：地区街づくり課 Tel042-724-467）

3. 事前相談の流れ



※上記終了後、届出（通知）を行う